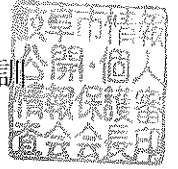


岐阜市行政第250号
平成22年3月29日

岐阜市教育委員会 御中

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀 訓



保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成21年11月25日付け岐阜市教委学指第833号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った開示拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年10月15日付けの保有個人情報の開示請求に対し、これを拒否した処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成21年10月29日付け岐阜市教委学指第777号で実施機関が行った保有個人情報の開示拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が開示を求めている情報は、特定の個人の氏名ではなく、平成20年9月に異議申立人に罵声を浴びせた者の学年と兄弟関係だけである。

(2) 実施機関は、公文書を作成していなくても平成20年9月に異議申立人に罵声を浴びせた3人の人物の兄弟関係のみを知らせる連絡書を作成し、又は話をする責任・任務がある。

中学校区内での事件であるため、校区内の事件は協力すべきであり、校区外の人物と思われるのならそのことを伝えるべきである。

(3) 異議申立人の気持ちとしては、子どもに対する扱いやそれを含めた周辺、家族にどう対応してくれるかについて、中学校と話し合う機会が欲しかった。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 (1) 中学校では、異議申立人からの申出を受け、平成20年9月20日に異議申立人に罵声を浴びせた行為について関係した生徒に対し口頭で指導を行ったが、指導に当たって文書を作成していない。

(2) 異議申立人の自宅への爆竹等の火薬投げ込み行為について、中学校において、事実関係の調査を行ったが、同校の生徒がかかわっていることが認められなかったため、全校集会において注意喚起を行ったが、この件についても文書を作成していない。

2 以上のことから、文書不存在を理由に本件処分を行ったものである。

3 その後、異議申立人が提出した平成21年9月17日付けの文書に記載されている苦情についての記録及びこの苦情に係る指導についての記録の存否を再度調査したが、中学校及び実施機関のいずれにおいても記録は保管していない。

- 4 1(2)に記載した全校集会で行った注意について、その項目を記載した書類についても、中学校及び全校集会を行った当時の教頭に確認したが、保管されていない。

第4 当審査会の判断

異議申立人は、中学校の生徒が異議申立人に罵声を浴びせた事件と異議申立人宅に爆竹を投げ込まれた事件に関連する情報を知りたいため、これらの情報が存在するとして、保有個人情報の開示請求をしたものである。

しかし、実施機関によれば、異議申立人の苦情を受け、前者の事件については該当者に口頭指導し、後者の事件に関しては全校集会において注意喚起を行ったが、公文書を作成していないとのことであり、これらの苦情については、文書の性格を問わず、記録は残されていないと考えられる。

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

- | | | |
|-------|--------|---|
| 平成21年 | 10月15日 | 保有個人情報開示請求 |
| | 10月29日 | 実施機関の開示拒否決定 |
| | 11月 2日 | 異議申立て |
| | 11月25日 | 諮問 |
| | 11月30日 | 実施機関に陳述書の提出依頼 |
| | 12月10日 | 陳述書提出 |
| | 12月15日 | 審査会開催。実施機関から意見聴取 |
| 平成22年 | 1月13日 | 審査会開催。異議申立人から意見書提出。実施機関及び異議申立人から意見聴取 |
| | 2月18日 | 審査会開催。異議申立人から「平成22年1月13日での陳述書および口頭について一部変更（訂正）と再度確認の意見」と題する書面提出 |
| | 3月17日 | 審査会開催。異議申立人から上申書提出 |
| | 3月29日 | 答申 |